

令和 3 年 7 月 30 日制定（国空機第 384 号）

## サーキュラー

国土交通省航空局安全部航空機安全課長

件名：民生用、軍用又は研究開発用に設計された装備品等の指定要領

### 1. 目的

本サーキュラーは、サーキュラーNo.1-502「航空機に装備する装備品等の取扱い」に基づき、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）の規定による型式証明、型式設計変更承認、追加型式設計承認、追加型式設計変更承認、修理改造設計承認、修理改造検査の申請を行う者（以下「申請者」という。）が、当該申請に係る設計又は設計の変更において使用する装備品又は部品（以下「装備品等」という。）を民生用に設計された装備品等（以下「民生品」という。）、軍用に設計された装備品等（以下「軍用品」という。）、研究開発用に設計された装備品等（以下「研究開発品」という。）として指定を受けようとする場合の手続き等を定めるものである。

民生品、軍用品又は研究開発品として指定を受けた装備品等は、装備品等基準適合証の添付は求められず、Certificate of Conformity (CofC) 等の製造者が発行する証明書を確認することにより航空機に装備することができる。

### 2. 適用

次に掲げる設計承認や検査の申請を行おうとする者であって当該申請において使用する装備品等を民生品、軍用品又は研究開発品として取り扱うことを希望する者。

注：次に掲げる設計承認や検査の合格を受けている航空機について、当該設計承認等に係る装備品等を民生品、軍用品又は研究開発品として指定を受けることを希望する場合には、新たに設計承認や検査の申請を行う必要があることに留意すること。

- (1) 型式証明（法第 12 条）及び型式設計変更承認（法第 13 条）
- (2) 追加型式設計承認及び追加型式設計変更承認（法第 13 条の 2）
- (3) 修理改造検査（法第 17 条）及び修理改造設計承認（法第 18 条）

### 3. 関連サーキュラー

- (1) サーキュラーNo.1-001 「航空機及び装備品等の検査に関する一般方針」
- (2) サーキュラーNo.1-003 「国産航空機の型式証明等について」
- (3) サーキュラーNo.1-502 「航空機に装備する装備品等の取扱い」

### 4. 参考文献

- (1) FAA Order 8110.118 "Commercial Parts"
- (2) FAA AC 21-45 "Commercial Parts"
- (3) FAA AC 20-168 "Certification Guidance for Installation of Non-Essential, Non-Required Aircraft Cabin Systems & Equipment"

### 5. 民生品の指定について

民生品として指定を受ける場合の要件、手続き等を 5～8 項に定める。

#### 5-1 概要

航空機の利用者は、航空運送事業や航空機使用事業、災害対応、消防・防災活動等を行うために、航空の用に供するための特別な設計・製造が行われていない装備品等（例：カメラ、拡声装置、カーテンリング等）を航空機に装備することがある。

このような装備品等は、当該装備品等の故障が航空機の耐空性に与える影響度の評価等を実施した上で、「民生品」として指定を受けることができる。

型式証明及び追加型式設計承認の申請者は、規則第 5 条の 5 の規定による整備手順書（耐空性審査要領第 7 章で規定する「耐空性を継続するための指示書」を含む。以下同じ。）の一部として、民生品として指定を受けようとする装備品等の一覧表（以下「民生品一覧表」という。）を作成し、上記の評価を行った上で民生品一覧表について管轄官署の承認を受けることにより「民生品」の指定を受けることができる。

修理改造検査の申請を行う者については、変更審査表の別添として民生品一覧表を作成し、上記の評価を行った上で、変更審査表及び民生品一覧表について管轄官署の承認を受けることにより「民生品」の指定を受けることができる。

民生品として指定を受けた装備品等を製造又は修理する場合には、サーキュラーNo.1-502「航空機に装備する装備品等の取扱い」に基づき装備品等基準適合証の添付は求められない。

なお、修理改造検査の申請に係る装備品等であって、航空の用に供するための特別な設計・製造が行われているものと考えられるものについては、民生品の定義に該当しないため、原則認定事業場による基準適合性の確認を受ける必要がある。

#### 5-2 民生品として指定を受けるための要件

装備品等を民生品として指定する場合は、次の要件を満足すること。

5-2-1 航空の用に供するための特別な設計・製造が行われていない装備品等であること。

5-2-2 民生品として指定を受けようとする装備品等が、当該装備品等の製造者の仕様によって製造されており、当該製造者による装備品等の名称、部品番号、製造番号等により識別・表示されていること。

5-2-3 民生品として指定を受けようとする装備品等が、当該装備品等の不具合によって、航空機の安全性のレベルを低下させないことを次に従って評価すること。

- (1) 民生品として指定を受けようとする装備品等が装備される航空機に適用される法令、耐空性審査要領その他の要件において、当該装備品等が航空機の安全な運航を行う上で必要 (Required) とされているシステムではないことの確認を行うこと。
- (2) 当該装備品等の不具合が航空機に損傷を与えたり、搭乗者に傷害を与えたりする事態を引き起こさないことについて安全性の評価を行うこと。
- (3) (2)において、申請者は、民生品として指定を受けようとする装備品等について、発生しうる不具合に係る安全性の評価を行い、管轄官署に提出すること。安全性の評価において、当該不具合が影響を及ぼさず、航空機の安全レベルに影響を及ぼさないことを示さなければならない。不具合の評価とは、装備品等の機能の停止に関する評価だけでなく、当該不具合が危険な状況を引き起こさないこと (例：電力を必要とする装備品等については、電気的なショートにより火災の危険を引き起こさないこと) も含まれる。なお、安全性の評価の内容・程度は装備品等の種類や性質等に応じて変わりうる。
- (4) 民生品として指定を受けようとする装備品等が客室内に装備するものである場合は、安全性の評価において、米国航空無線技術協会 (RTCA : Radio Technical Commission for Aeronautics) が発行する RTCA DO-313 を参照することができる。RTCA DO-313 を参照する場合は、別添 1 を参考にすること。
- (5) 上記の要件にかかわらず、修理改造検査に係る申請の中で民生品として指定を受ける場合には、不特定多数の航空機ではなく、特定の航空機にのみ装備品等が装備されることに鑑み、当該航空機の運航形態等を考慮した上で安全性の評価を行い、航空機の安全性のレベルが低下しないことを確認することとしてよい。

### 5-3 民生品として認められない装備品等

民生品として指定を受けようとする装備品等を航空機の複数の場所に装備する場合について、1つの場所に装備する場合に 5-2 項の要件を満たしているが、他の場所で装備する場合には当該要件を満たしていない場合には、5-2 項の要件を満たしているとは言えないため、当該装備品等を民生品として指定することはできない。

## 6. 型式証明、型式設計変更承認、追加型式設計承認及び修理改造設計承認 (以下「型式証明等」という。) における手続き

### 6-1 民生品一覧表等の作成

型式証明等の申請者は、申請時に、当該申請に係る設計において使用する装備品等を民生品として指定を受けることを希望する旨をメール等により申請書の提出官署に伝えること。

また、型式証明等の申請時に、申請書の添付書類として次に掲げる書類を上記官署に提出すること。なお、申請前に事前調整することも可能とする。

#### 6-1-1 民生品一覧表

規則第5条の5の規定による整備手順書の一部として、民生品一覧表を作成し、次に掲げる事項を民生品一覧表に記載すること。

- (1) 民生品一覧表の改訂履歴
- (2) 民生品として指定を受けようとする各装備品等に関する次の情報
  - a. 装備品等の型式、部品番号等
  - b. 装備品等の名称
  - c. 装備品等の製造者（同一の装備品等に対して、複数の製造者及び装備品等の番号を指定することができる）
  - d. 装備品等が電力を必要とするか否か
  - e. 仕様書（民生品一覧表の別添資料とすること。必要に応じて材質情報についても記載すること。なお、製造者が仕様書を作成していない場合にはその旨を記載すること。）
  - f. その他、当局が必要と認めた情報

#### 6-1-2 その他参考事項を記載した書類

民生品として指定を受けようとする各装備品等に関して、以下の(1)～(5)に掲げる書類を提出すること。提出書類は、型式証明等において作成する申請書類を活用することも可能とするが、民生品として指定を受けるための書類であることが明らかとなるよう、区別して提出すること。

- (1) 当該装備品等の機能
- (2) 当該装備品等に係る安全性の評価
- (3) 装備品等を装備する場所の図面（電力を必要とする装備品等の場合又は電力を必要としない装備品等にあつては当局が必要と認めた場合）
- (4) 当該装備品等の寸法及び重量
- (5) その他、航空局が必要と認めたデータ

#### 6-2 民生品の指定

6-1 項の民生品として指定を受けようとする各装備品等について、設計変更申請の中で、5.の要件を満たすことが確認された場合には、当該装備品等が定められた民生品一覧表について航空局の承認を受けることにより、民生品として指定を受けることができる。承認を受けた民生品一覧表は整備手順書に含めること。

### 6-3 民生品として指定を受けた後の取扱い

民生品として指定を受けた装備品等を航空機に装備する場合には、装備品等基準適合証の添付は求められない。

航空機の利用者は、民生品のトレーサビリティを確保するために、Certificate of Conformance (C of C)や保証書等により次に掲げる事項を確認すること。

- －製造者
- －仕様への適合性
- －バッチ番号（添付されている場合に限る） 等

### 6-4 代替品の追加

装備品等のアップグレード（例：DVD プレーヤーの旧モデルから新モデルへのアップグレード）や仕様変更等により、民生品として指定を受けた装備品等の代替品を使用する場合があります。

当該代替品の追加は航空機の小変更該当し、設計変更の手続きが必要となる。6-1 項及び 6-2 項に従って設計変更手続きを行い、民生品一覧表を改訂の上、代替品について新たに民生品として航空局の指定を受けること。この場合には、本サーキュラーの 5.の要件全てを満足することを示す必要は必ずしもなく、民生品として指定を受けた装備品等からの変更点について、5.の要件を満たすことを示すこととしてよい。

ただし、航空機からの電源を必要とするものであって、当該代替品が民生品として指定を受けた装備品等を上回る電力を必要とする場合は、本サーキュラーの 5.による安全性の評価を実施すること。

なお、整備手順書に掲載された民生品一覧表の改訂は、当該整備手順書を設定した者のみが行うことができる。

### 6-5 民生品一覧表の管理

民生品として指定を受け、整備手順書の民生品一覧表に掲載された装備品等は、その後、当該装備品等に関連する安全上の問題が発生しない限り、民生品一覧表に掲載し続けることとしてよい。

## 7. 修理改造検査における手続き

### 7-1 民生品一覧表等の作成

修理改造検査の申請者は、当該申請において使用する装備品等を民生品として指定を受けることを希望する旨をメール等により申請書の提出官署に伝えること。

また、修理改造検査の申請時に申請書の添付書類として次に掲げる書類を上記官署に提出すること。なお、申請前に事前調整することも可能とする。

#### 7-1-1 変更審査表

民生品として指定を受けようとする各装備品等について、サーキュラーNo.1-023「機

体の改造、装備品の変更等の記録の管理（変更審査表の取扱い）」の変更審査表の様式「TCF-1-201A」の「③変更事項」の「その他」に「民生品」と記載すること。

#### 7-1-2 民生品一覧表

変更審査表の別添として民生品一覧表を作成し、次に掲げる事項を民生品一覧表に記載すること。

- (1) 民生品一覧表の改訂履歴
- (2) 民生品として指定を受けようとする各装備品等に関する次の情報
  - a. 装備品等の型式、部品番号等
  - b. 装備品等の名称
  - c. 装備品等の製造者（同一の装備品等に対して、複数の製造者及び装備品の番号を指定することができる）
  - d. 装備品等が電力を必要とするか否か
  - e. 仕様書（民生品一覧表の別添資料とすること。必要に応じて材質情報についても記載すること。なお、製造者が仕様書を作成していない場合にはその旨を記載すること。）
  - f. その他、当局が必要と認めた情報

#### 7-1-3 その他参考事項を記載した書類

民生品として指定を受けようとする各装備品等に関して、次に掲げる書類を提出すること。提出書類は、修理改造検査の受検において作成する申請書類を活用することも可能とするが、民生品として指定を受けるための書類であることが明らかとなるよう、区別して提出すること。

- (1) 当該装備品等の機能
- (2) 当該装備品等に係る安全性の評価
- (3) 装備品等を装備する場所の図面（電力を必要とする装備品等の場合又は電力を必要としない装備品等にあつては当局が必要と認めた場合）
- (4) 当該装備品等の寸法及び重量
- (5) その他、航空局が必要と認めたデータ

#### 7-2 民生品の指定

7-1 の民生品として指定を受けようとする各装備品等について、修理改造検査の中で、5. の要件を満足することが確認された場合には、変更審査表及び民生品一覧表について航空局の承認を受けることにより、民生品として指定を受けることができる。民生品として指定をするにあたって、当該装備品等の不具合が航空機の航行の安全性に影響を及ぼさないことを確認するため、修理改造検査の際確認されたものに使用を限定しない（製造番号の限定を付さない）こととし、変更審査表の「③変更事項」欄には限定なしと記載する。

また、民生品として指定を受けた装備品等を同じ型式の別の航空機に装備するため、当

該航空機について修理改造検査を受検し、民生品として指定を受けようとする場合には、最初に民生品として指定を受けた時の技術資料を活用することができるものとする。

修理改造検査全体の手続きについては、サーキュラーNo.1-001「航空機及び装備品等の検査に関する一般方針」第IV部を参照すること。

### 7-3 民生品として指定を受けた後の取扱い

民生品として指定を受けた装備品等を航空機に装備する場合には、装備品等基準適合証の添付は求められない。

航空機の利用者は、民生品のトレーサビリティを確保するために、Certificate of Conformance (C of C)や保証書等により次に掲げる事項を確認すること。

- －製造者
- －仕様への適合性
- －バッチ番号（添付されている場合に限る） 等

### 7-4 代替品への交換

過去の修理改造検査において民生品として指定を受けた装備品等について、アップグレード（例：DVD プレーヤーの旧モデルから新モデルへのアップグレード）や仕様変更等により、当該装備品等を新モデル等の代替品に交換する場合は、7-1 項及び 7-2 項に基づき修理改造検査を受け、民生品一覧表を改訂の上、代替品について新たに民生品として航空局の指定を受けること。この場合には、本サーキュラーの 5.の要件全てを満足することを示す必要は必ずしもなく、民生品として指定を受けた装備品等からの変更点について、5.の要件を満たすことを示すこととしてよい。

ただし、航空機からの電源を必要とするものであって、当該代替品が民生品として指定を受けた装備品等を上回る電力を必要とする場合は、本サーキュラーの 5.による安全性の評価を実施すること。

### 7-5 民生品一覧表の管理

民生品として指定を受け、変更審査表の民生品一覧表に掲載された装備品等は、その後、当該装備品等に関連する安全上の問題が発生しない限り、民生品一覧表に掲載し続けることとしてよい。

また、主に官公庁の航空機の場合、同一の航空機であっても運航者が年度によって異なり、これに伴い修理改造検査の受検者も異なる場合がある。このため、民生品一覧表の管理は、サーキュラーNo.1-023「機体の改造、装備品の変更等の記録の管理（変更審査表の取扱い）」の規定による変更審査表を作成する事業者が行うこととしてよい。この場合であっても、民生品として指定を受けるに当たって作成・提出した技術資料等については、航空機の所有者又は運航者が適切に管理すること。なお、新たに民生品を追加する場合には、航空局の承認が必要であることに留意すること。

## 8. 申請書の提出先

本サーキュラーに基づき民生品として指定を受けるために行う型式証明、追加型式設計変更、修理改造検査及び修理改造設計承認の申請は、次の区分に応じて適切な官署宛に行うこと。

### 8-1 型式証明及び型式設計変更の場合

東京都千代田区霞が関 2-1-3  
国土交通省航空局安全部航空機安全課  
(電話) 03-5253-8735

### 8-2 追加型式設計承認及び追加型式設計変更並びに修理改造検査の場合

#### (a) 受検希望地が外国の場合

東京都千代田区霞が関 2-1-3  
国土交通省航空局安全部航空機安全課 航空機検査官  
(電話) 03-5253-8735

#### (b) 受検希望地が新潟、長野、静岡以東の場合

東京航空局保安部運用課検査乗員係  
東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第二合同庁舎  
(電話) 03-5275-9321

#### (c) 受検希望地が富山、岐阜、愛知以西の場合

大阪航空局保安部運用課検査乗員係  
大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第4号館  
(電話) 06-6949-1090

### 8-3 修理改造設計承認及び修理改造設計変更承認の場合

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場 (県営名古屋空港管理庁舎内)  
国土交通省航空局安全部航空機安全課  
航空機技術審査センター  
(電話) 0568-29-1985

## 9. 軍事品の指定について

### 9-1 軍事品として指定を受けるための要件

装備品等を軍事品として指定を受ける場合は、次の要件を満足すること。

9-1-1 軍事用に設計された装備品等であること。

9-1-2 軍事品として指定を受けようとする装備品等が、当該装備品等の製造者の仕様によって製造されており、当該製造者による装備品等の名称、部品番号、製造番号等により

識別・表示されていること。

9-1-3 当該装備品等を航空機に装備する場合であっても航空機の安全性が確保されることが確認されていること。

## 9-2 型式証明等における手続き

6項に定める民生品として指定を受けるための手続きを原則準用する。

この際、「民生品」とあるのは「軍事品」と読み替えることとし、また、6-1-2項の要件は適用しないものとする。軍事品にあつては機密性等の観点から6-1項に定める書類の一部（仕様書等）について提出が困難な場合があるところ、この場合には必ずしも当該資料の提出は求められない。

## 9-3 修理改造検査における手続き

7項に定める民生品として指定を受けるための手続きを原則準用する。

この際、「民生品」とあるのは「軍事品」と読み替えることとし、また、7-1-3項の要件は適用しないものとする。また、7-2項の適用にあたって、軍事品の場合には装備品等の不具合が航空機の航行の安全性に影響を及ぼさないことを確認できない場合がある。この場合には、変更審査表の「③変更事項」欄に「限定あり」と記載する。また、軍事品にあつては機密性等の観点から、7-1項に定める書類の一部（仕様書等）について提出が困難な場合があるところ、この場合には必ずしも当該資料の提出は求められない。

## 9-4 申請書の提出先

8項に定める民生品として指定を受けるための申請書提出先を準用する。

## 10. 研究開発品の指定について

### 10-1 研究開発品として指定を受けるための要件

装備品等を研究開発品として指定を受ける場合は、次の要件を満足すること。

10-1-1 研究開発用に設計された装備品等であること。

10-1-2 研究開発品として指定を受けようとする装備品等が、当該装備品等の製造者の仕様によって製造されており、当該製造者による装備品等の名称、部品番号、製造番号等により識別・表示されていること。

10-1-3 当該装備品等を航空機に装備する場合であっても航空機の安全性が確保されることが確認されていること。

### 10-2 型式証明等における手続き

6項に定める民生品として指定を受けるための手続きを原則準用する。

この際、「民生品」とあるのは「研究開発品」と読み替えることとし、また、6-1-2項の要件は適用しないものとする。

#### 10-3 修理改造検査における手続き

7項に定める民生品として指定を受けるための手続きを原則準用する。

この際、「民生品」とあるのは「研究開発品」と読み替えることとし、また、7-1-3項の要件は適用しないものとする。また、7-2項の適用にあたって、研究開発品の場合には装備品等の不具合が航空機の航行の安全性に影響を及ぼさないことを確認できない場合がある。この場合には、変更審査表の「③変更事項」欄に「限定あり」と記載する。

#### 10-4 申請書の提出先

8項に定める民生品として指定を受けるための申請書提出先を準用する。

## 附則

1. 本サーキュラーは、令和4年6月18日から適用する。
2. 本サーキュラーの施行前に修理改造検査の合格を受けた航空機の変更審査表に記載されている装備品等のうち、本サーキュラーの5-2項の要件に明確に該当するものについては、本サーキュラーに基づき民生品として指定を受けていない場合であっても、サーキュラーNo.1-502「航空機に装備する装備品等の取扱い」の5-5-8項に規定する「その他5-5-1～5-5-7で求められる程度と同等の安全性が確保されると認められる装備品等」に該当し、航空機に装備することができる。これらの装備品等については、法施行後最初に受験する耐空証明検査において民生品として指定を受けることとする。
3. 本サーキュラーの施行前に修理改造検査の合格を受けた航空機の変更審査表に記載されている装備品等のうち、本サーキュラーの9-1項の要件に明確に該当するものについては、本サーキュラーに基づき軍事品として指定を受けていない場合であっても、サーキュラーNo.1-502「航空機に装備する装備品等の取扱い」の5-5-8項に規定する「その他5-5-1～5-5-7で求められる程度と同等の安全性が確保されると認められる装備品等」に該当し、航空機に装備することができる。当該装備品等については、法施行後最初に受験する耐空証明検査において軍事品として指定を受けることとする。
4. 本サーキュラーの施行前に修理改造検査の合格を受けた航空機の変更審査表に記載されている装備品等のうち、本サーキュラーの10-1項の要件に明確に該当するものについては、本サーキュラーに基づき研究開発品として指定を受けていない場合であっても、サーキュラーNo.1-502「航空機に装備する装備品等の取扱い」の5-5-8項に規定する「その他5-5-1～5-5-7で求められる程度と同等の安全性が確保されると認められる装備品等」に該当し、航空機に装備することができる。当該装備品等については、法施行後最初に受験する耐空証明検査において研究開発品として指定を受けることとする。

本サーキュラーに関する質問・意見等については、以下に問い合わせること。

国土交通省航空局安全部航空機安全課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話番号：03-5253-8735

FAX：03-5253-1661

## 別添1 RTCA DO-313 の利用について (参考)

RTCA DO-313 を利用する場合は、以下を参考とすること。

### 1. 安全性の評価

1-1 Society Automotive Engineer(SAE) Aerospace Recommended practice(ARP) 4761, 「Guidelines and Methods for Conducting the Safety Assessment Process on Civil Airborne Systems and Equipment and in compliance with 14 CFR §§ 23/25/27/29.1309, §§ 25/29.1353」に準拠した安全解析を実施すること。

1-2 航空機内の客室内装備品の艤装を評価し、ハザードを特定すること。これらのハザードに対して適切に低減する能力 (Feature) が備わっていることを確認し、要件への適合性を示すこと。通常運用又は客室内装備品の故障のいずれも乗員のワークロードに悪影響を及ぼさないと判断できること。客室内装備品が他の必須システムの運用、人の安全、または航空機の安全な運用に客室内装備品が悪影響を及ぼさないことを示さなければならない。

1-3 システムの安全性解析には、以下を含める必要があるが、これらに限定されるものではない。

- (1)システムの説明と航空機への艤装方法。
- (2)システム機能の一覧。
- (3)客室内装備品の設置に伴うハザードレベルの決定
- (4)設計と艤装に関する定性的評価

この評価においては、次の点を考慮すること。

- A. システム分離とゾーン分析。種々の航空機ゾーンにおける客室内装備品と隣接システムの相互作用を評価すること。システム分離の分析に関する追加ガイダンスについては、SAE ARP 4761 および/または OEM ガイドラインを参照すること。
- B. 乗員および脱出手順への影響。
- C. 火災、煙、感電、RF ハザードに対する保護。

注:アンテナやその他の突起物が胴体に取り付けられている場合は、構造、空力、雷の直接及び間接の効果、着氷、その他の評価が必要になる場合がある。

別添2 民生品の指定を受けようとする際の提出書類（参考）

(1) 民生品一覧表の様式（例）

名称	型式、部品番号	製造者名	電力の使用の有無	仕様書の有無

(2) 民生品一覧表（例）

STC # ST12345SE  
**COMMERCIAL PARTS LIST**  
 Affected Aircraft Type, Boeing Model 737-300  
 November 18, 2011 Revision #2

Article Number	Article Nomenclature	Manufacturer Name	Electrical Power	Specification sheet
ABC1 – DIM	Light Dimmer	ACE Lighting	Yes	Yes
10203040	Cabin Reading Light Bulb	Acme Electronics	Yes	Yes
12345678	Curtain Rings	Acme Home	No	No
91827364	Bathroom Door Hinge	Acme Bath	No	Yes
98765432	Sink Valve	Acme Kitchen	No	Yes

**REVISION HISTORY**

	Article Number	Revision Date	Revision Level	Comment
Article Added	91827364 10203040	October 21, 2011 November 18, 2011	(1) (1) (2)	
Article Deleted	ABC9876	October 21, 2011	(1)	No longer CP Superseded by A/D #123
Article Changed	12345678	November 18, 2011	(2)	Nomenclature changed

(3) 仕様書 (例)

**ABC Commercial Grade Light Controls Specification Sheet**

<b>ACCEPTABLE MANUFACTURERS</b>	ACE Lighting	Charlie Switches	Delta Accessories
<b>ARTICLE NUMBER</b>	ABC1 – DIM	XYZ2 – ON	DD3 - SLIDE
<b>MATERIAL</b>	Plastic	Aluminum	Plastic
<b>RATING</b>	600W-120VAC	400W-120VAC	600W-120VAC
<b>STANDARDS</b>	UL 1472 UL Listed #41307 FCC Part 15 Class B NOM-057	UL 1472 UL Listed #41307 MIL. STD 105 ANSI Z1.4	UL 1472 UL Listed #41307 IEC Level 4 Surge CSA Certified #LR-67412
<b>DIMENSIONS</b>	As shown in diagram	As shown in diagram	As shown in diagram
<b>WEIGHT</b>	1.2 Lbs	0.98 Lbs	1.3 Lbs
<b>ADDITIONAL NOTES</b>	Must meet Class 1AA insulation requirement	Must meet Class 1AA insulation requirement	Must meet Class 1AA insulation requirement

